

2020年度 事業報告

日時	事業内容	日時	事業内容
2020/7/27	第1回役員会	2020/7~8月	幹事会：メール決議。総会決議：幹事会による代議員制にて、 書面メール決議を実施。（総会は中止） クリエイトラボ講座（租税教室、SDG's）
2020/9/7	第2回役員会		
2020/11/9	第3回役員会		
2021/1/10-1/22	第4回役員会（メール形式）	2020/8月	同窓会名簿管理システム改善検討（IT委員会）
2021/3/22	第5回役員会	2020/9-11月	役員による同窓会活性化案作成（fromKOZU、HP）
2021/5/17	第6回役員会	2020/9-10月	各期・クラブ幹事へ短信依頼（fromKOZU）

監 査 報 告 書

大阪府立高津高等学校同窓会

会長 坂 下 清 信 殿

私たちは、大阪府立高津高等学校同窓会の規約に基づき、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの会計年度にかかる同校同窓会の収支計算書及びこの会計年度末の貸借対照表を監査しました。

1. 監査方法の概要

上記の監査にあたり、私たちは、会計に関する帳簿、書類及び証拠書類を閲覧し、内容の検討及び突合並びに会計担当者への質問等、必要と認めた手続きにより監査を行いました。

2. 監査の意見

監査の結果、私たちは、上記の書類が、規約に従って当同窓会の令和3年7月1日から令和3年6月30日までの会計年度の収支の状況及びこの会計年度末の財産の状態を適正に表示しているものと認めます。

以上のとおり報告いたします。

令和3年 7月19日

大阪府立高津高等学校同窓会

監事 藤原 祥孝 

同 神原 正明 

監 査 報 告 書

大阪府立高津高等学校同窓会教育支援基金

会長 坂 下 清 信 殿

私たちは、大阪府立高津高等学校同窓会教育支援基金の規約に基づき、令和2年7月1日から令和3年6月30日までの会計年度にかかる同校同窓会教育支援基金の収支計算書及びこの会計年度末の貸借対照表を監査しました。

1. 監査方法の概要

上記の監査にあたり、私たちは、会計に関する帳簿、書類及び証拠書類を閲覧し、内容の検討及び突合並びに会計担当者への質問等、必要と認めた手続きにより監査を行いました。

2. 監査の意見

監査の結果、私たちは、上記の書類が、規約に従って当同窓会教育支援基金の令和2年7月1日から令和3年6月30日までの会計年度の収支の状況及びこの会計年度末の財産の状態を適正に表示しているものと認めます。

以上のとおり報告いたします。

令和3年 7月19日

大阪府立高津高等学校同窓会教育支援基金

監事 藤原 祥孝 

同 神原 正明 

《同窓会一般:決算》

【資料③】

収 支 計 算 書

令和2年7月1日～令和3年6月30日

(単位:円)

支出の部			収入の部		
科 目	金 額		科 目	金 額	
	実 績	予 算		実 績	予 算
<本部> 会 報 発 行 費	4,826,752	6,000,000	前期繰越剰余金	5,105,583	5,105,583
システム管理費	818,400	1,050,000	<本部> 新卒業生入会金	1,775,000	1,780,000
総 会 費 用	0	0	年 会 費 収 入	7,644,000	7,000,000
支 払 手 数 料	653,331	750,000	懇 親 会 収 入	0	0
事務局運営費[注1]	1,150,132	1,420,000	そ の 他 収 入 [注3]	180,600	150,000
広報その他費用[注2]	403,589	700,000	受 取 利 息	37	
(小 計)	(7,852,204)	(9,920,000)			
<東京支部> 総 会 費 用	0	0	(小 計)	(9,599,637)	(8,930,000)
若手交流会費用	0	80,000	<東京支部> 懇 親 会 収 入	0	0
広報その他費用	21,890	60,000	受 取 利 息	53	
(小 計)	(21,890)	(140,000)	(小 計)	(53)	(0)
次期繰越利益剰余金[注4]	6,831,179	3,975,583			
合 計	14,705,273	14,035,583	合 計	14,705,273	14,035,583

貸 借 対 照 表

令和3年6月30日現在

(単位:円)

資産の部		負債・資本の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	22,585	基本財産	1,000,000
(本部分) 普通預金	5,977,205		
郵便振替	1,045,249		
(東京分) 普通預金	183,081		
定期預金	603,059	次期繰越利益剰余金	6,831,179
合 計	7,831,179	合 計	7,831,179

上記のとおりご報告いたします。

大阪府立高津高等学校同窓会

会 長 坂 下 清 信

会 計 金 森 慶 子

会 計 牟 禮 秀 信

[注1]事務局運営費:事務局人件費(1,114,180)、消耗品費(23,121)、水道光熱費(12,831)

[注2]広報その他費用:通信費(401,054)、会議費(2,535)

[注3]その他収入:広告収入(144,000)、寄付金(24,260)、群芳売上(10,000)、ラベル売上(2,340)等

[注4]次期繰越利益剰余金の内訳:本部(6,045,039)、東京支部(183,081)、旧東京同窓会移管金(603,059)

《同窓会教育支援基金：決算及び収支予算》

収支計算書 令和2年7月1日～令和3年6月30日

(単位:円)

支出の部			収入の部		
科目	金額		科目	金額	
	実績	予算		実績	予算
<教育支援費>			前期繰越剰余金	5,294,749	5,294,749
英語集中講座補助	71,400	100,000			
オーストラリア 語学研修費補助	0	0	記念誌売上	30,000	0
クラブ活動補助	0	0	受取利息	46	40
課題研究関連費用	0	0			
<その他>					
支払手数料	440	10,000			
次期繰越剰余金	5,252,955	5,184,789			
合計	5,324,795	5,294,789	合計	5,324,795	5,294,789

収支予算書(案) 令和3年7月1日～令和4年6月30日

(単位:円)

支出の部		収入の部	
科目	金額	科目	金額
<教育支援費>		前期繰越剰余金	5,252,955
国内英語研修補助	10,000		
英会話能力養成 講座補助(KITEC)	530,000	受取利息	40
GULS施設利用費補助	150,000		
クラブ活動補助	40,000		
<その他>			
支払手数料	10,000		
次期繰越剰余金	4,512,995		
合計	5,252,995	合計	5,252,995

(注) GULS : Global Understanding with Local Skills

貸借対照表 令和3年6月30日現在

(単位:円)

資産の部		負債・資本の部	
科目	金額	科目	金額
普通預金	5,252,955	次期繰越剰余金	5,252,955
合計	5,252,955	合計	5,252,955

上記のとおり報告いたします。

大阪府立高津高等学校同窓会教育支援基金

会長 坂下 清信

会計 金森 慶子

会計 牟禮 秀信

2021年度 事業計画・スケジュール（案）

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
同窓会	7/31 幹事会	8/28 活性化討論会（総会后）			会報発行				幹事会			
総会		8/28 アウィーナ ZOOM併用										
役員会	7/5第1回 7/26第2回		第3回		第4回		第5回		第6回		第7回	
学校行事			9/3-4 文化祭	10/21 体育祭					3/1 卒業式	入学式		
備考								入会式				

《同窓会一般:収支予算》

【資料⑥】

収 支 予 算 書 (案)

令和3年7月1日～令和4年6月30日

(単位:円)

支 出 の 部		収 入 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
< 本 部 >		前期繰越剰余金	6,831,179
会報発行費	5,000,000	< 本 部 >	
システム管理費	3,000,000	新卒業生入会金[注2]	1,760,000
総会費用	300,000	年会費収入 [注3]	8,000,000
支払手数料[注1]	750,000	懇親会収入	0
事務局運営費	1,370,000	その他収入	200,000
広報・その他費用	700,000	(小 計)	(9,960,000)
(小 計)	(11,120,000)	< 東 京 支 部 >	
< 東 京 支 部 >		懇親会収入	0
支部総会費用	0	(小 計)	(0)
会場費	80,000		
広報・その他費用	60,000		
(小 計)	(140,000)		
次期繰越剰余金	5,531,179		
合 計	16,791,179	合 計	16,791,179

[注1] 支払手数料…年会費収入のための手数料

[注2] 新卒業生入会金…5千円×352名

[注3] 年会費収入…2千円×4,000名

同窓会会則 改訂案

【資料⑦】

現行（平成30年8月25日改訂）	改 訂 案	改 訂 内 容
■ 総 則	■ 総 則	
第1条（名称）本会は大阪府立高津高等学校同窓会と称し 本部 を母校内に置き、必要な地方に支部を設けることができる。	第1条（名称） 本会は大阪府立高津高等学校同窓会と称し、 <u>通称を「群芳」とする。</u>	・所在地、支部は（名称） ではないので別条へ ・通称を定義
第2条（目的）本会は会員相互の交誼を厚くし母校の発展興隆 に寄与し、社会の公益に貢献する事を目的とする。	第2条（目的） 本会は会員相互の交誼を厚く <u>すると共に</u> 、母校の発展興隆に 寄与し、社会の公益に貢献する事を目的とする。	・～し～し、の重複回避
	<u>第3条（所在地）</u> <u>本会の本部は大阪府立高津高等学校内に置く。</u>	・第1条から分離、移動
第 3 条（本会の事業）本会はその目的を達する為次の事業を行 う。 1. 会誌 及び 名簿の 発行 。総会ならびに懇親会の開催。 2. 母校の教育活動の支援。 3. 表彰慶弔慰労等。 4. その他目的達成に必要な事項。	第 4 条（本会の事業） 本会はその目的を達するため次の事業を行う。 1. 会報の発行 2. 名簿の <u>管理</u> 3. 総会ならびに懇親会の開催 4. 母校の教育活動の支援 5. 表彰・慶弔・慰労等 6. その他、目的達成に必要な事項	・会誌⇒会報 ・名簿は、発行⇒管理
■ 会 員	■ 会 員	
第 4 条（会員の種類）本会は次の者を会員とする。 1. 正 会 員 大阪府立高津中学校（旧制）もしくは大 阪府立高津高等学校を卒業した者及び 準卒業者ならびにかつて在学した者で 幹事会において認められた者。 2. 特別会員 母校の現、旧教職員	第 5 条（会員の種類） 本会は次の者を会員とする。 1. 正会員 大阪府立高津中学校（旧制）もしくは大阪府立高津高 等学校を卒業した者及び準卒業者、並びにかつて在学した 者で幹事会において認められた者。 2. 特別会員 母校の現・旧教職員 <u>である者。（正会員である者を除く。）</u>	

<p>3. 名誉会員 母校または本会に功労があった者で幹事会が推薦し総会において承認された者。</p>	<p>3. 名誉会員 母校または本会に功労があった者で、幹事会が推薦し、総会において承認された者。</p>	
<p>第5条 (除名) 会員が本会の名誉を毀損した場合は総会の決議により除名することができる。</p>	<p>第6条 (除名) 会員が本会の名誉を毀損した場合は、総会の議決により除名することができる。</p>	<p>・議決で統一</p>
<p>■役員</p>	<p>■役員</p>	
<p>第6条 (役員) 本会に次の役員をおく。</p> <p>1. 名誉会長 1名 2. 会長 1名 3. 副会長 若干名 4. 幹事 各期ごとに3名以内及び各クラブ OB・OG 組織の代表3名以内 5. 会計理事 2名 6. 監事 2名</p>	<p>第7条 (役員) 本会に次の役員をおく。</p> <p>1. 名誉会長 1名 2. 会長 1名 3. 副会長 若干名 4. 幹事 各期3名以内、及び各クラブ OB・OG 組織の代表3名以内 5. 会計理事 2名 6. 監事 2名</p> <p><u>尚、会長・副会長・会計理事の役員を執行部と称する。</u></p>	<p>・執行部の定義を追加</p>
<p>第7条 (名誉会長) 名誉会長は現校長とする。</p>	<p>第8条 (名誉会長) 名誉会長は現校長とする。</p>	
<p>第8条 (会長、副会長、会計理事の選任・任期) 会長は幹事会で推薦し、総会の承認を得て就任する。副会長、会計理事は、会長が推薦し、総会で承認を得る。会長、副会長、会計理事の任期はいずれも3年とし、3期までの重任を妨げない。ただし、任期終了後、次期会長、副会長、会計理事が選任されていない場合には、選任されるまで任期を継続するものとする。</p>	<p>第9条 (会長・副会長・会計理事の選任・任期)</p> <p>1. 会長の選任は幹事会で推薦し、総会の承認を得る。また、副会長・会計理事の選任は会長が推薦し、総会で承認を得る。</p> <p>2. 会長・副会長・会計理事の任期はいずれも3年とし、3期までの重任を妨げない。ただし、任期終了後、次期会長・副会長・会計理事が選任されていない場合には、選任されるまで任期を継続するものとする。</p>	<p>・文章の明確化</p>
<p>第9条 (幹事、監事の選出・任期) 幹事は各期の同窓会員の中から選出する。また、クラブ幹事は各期及び各クラブの OB・OG 組織の同窓会員中より選出する。ただし、各</p>	<p>第10条 (幹事・監事の選出・任期)</p> <p>1. 幹事は各期の正会員及び各クラブの OB・OG 組織の正会員中より選出する。ただし、各期の幹事と各クラブ組</p>	<p>・文章の明確化 ・監事の任期の修正</p>

<p>期の幹事と各クラブ組織の幹事の兼務はこれを妨げない。幹事の任期については特に定めない。監事は会員中から幹事会で選任する。監事の任期は2年とし、重任を妨げない。ただし、任期終了後、次期監事が選任されていない場合には、選任されるまで任期を継続するものとする。</p>	<p>織の幹事の兼務はこれを妨げない。<u>また</u>、幹事の任期については特に定めない。</p> <p>2. 監事は<u>正会員</u>の中から幹事会で選任する。監事の任期は<u>3年</u>とし重任を妨げない。ただし、任期終了後、次期監事が選任されていない場合には、選任されるまで任期を継続するものとする。</p>	
<p>第 10 条 (幹事会の任務と構成員)</p> <p>1. 幹事会は重要な会務並びに総会提案事項を審議・決定する。幹事会は会長・副会長・会計理事・幹事で構成し、必要に応じ会長がこれを召集し、会長が議長となつて審議を行う。</p> <p>2. 監事は幹事会に出席し、意見を述べるものとする。</p>	<p>第 <u>11</u> 条 (幹事会の任務と構成員)</p> <p>1. 幹事会は重要な会務並びに総会提案事項を審議・決定する。</p> <p>2. 幹事会は会長・副会長・会計理事・幹事で構成し、必要に応じ会長がこれを召集<u>する</u>。</p> <p>3. <u>幹事会</u>は会長が議長となつて審議を行う。</p> <p>4. 監事は幹事会に出席し、意見を述べるものとする。</p>	<p>・ ~し~し、の重複回避</p>
<p>第 11 条 (幹事会の議決) 幹事会の議決は<u>会長・副会長・会計理事・幹事</u>の出席者の過半数で決する。賛否同数の時は議長がこれを決する。</p>	<p>第 <u>12</u> 条 (幹事会の議決)</p> <p>幹事会の議決は出席者の過半数で決する。賛否同数の場合は議長がこれを決する。</p>	
<p>第 12 条 (中途役員の任期) 任期半ばにおいて選出された役員の任期はいずれも次期改選期までとする。</p>	<p>第 <u>13</u> 条 (中途役員の任期)</p> <p>任期半ばにおいて選出された役員の任期は、いずれも次期改選期までとする。</p>	
<p>第 13 条 (特別委員会及び事務職員) 必要に応じて<u>幹事会</u>で特別委員会を設置することができる。特別委員は<u>幹事会</u>で会員中から選出する。会長は必要に応じて事務職員を選任し、事務業務を行わせることができる。</p>	<p>第 <u>14</u> 条 (特別委員会)</p> <p><u>会長は必要に応じて特別委員会を設置することができる。当該委員会に予算措置が必要な場合は、幹事会の承認を得るものとする。</u>特別委員は<u>正会員</u>の中から選出する。</p>	<p>・ 特別委員会を明確化 ・ 事務職員は別条へ</p>
	<p>第 <u>15</u> 条 (事務職員)</p> <p><u>会長は必要に応じて事務職員を選任し、事務業務を行わせることができる。</u></p>	<p>・ 第 13 条から分離、移動</p>
<p>第 14 条 (役員の職務)</p> <p>1. 会長は本会を代表し会務を統轄する。</p> <p>2. 副会長は会長とともに執行部の一員として会務を分担し、会長に事故ある時は互選により内一名がこ</p>	<p>第 <u>16</u> 条 (役員の職務)</p> <p>1. 会長は本会を代表し会務を統轄する。</p> <p>2. 副会長は会長とともに執行部の一員として会務を分担し、会長に事故ある場合は互選により内一名がこれを代</p>	

<p>れを代行する。</p> <p>3. 会計理事は金銭の出納帳簿の記帳、資産の保管並びに予算決算書の作成等の事務をつかさどるとともに執行部の一員として会務を分担する。</p> <p>4. 幹事は各期の代表として会務を審議する。</p> <p>5. 監事は本会の業務の執行及び財務の状況について監査する。監査の結果、不正の疑いのある事項を発見したときは、直ちに会長に報告し、幹事会の招集を求める。</p>	<p>行する。</p> <p>3. 会計理事は金銭の出納帳簿の記帳、資産の保管並びに予算・決算書の作成等の事務をつかさどるとともに、執行部の一員として会務を分担する。</p> <p>4. 幹事は各期の代表として会務を審議する。</p> <p>5. 監事は本会の業務の執行及び財務の状況について監査する。監査の結果、不正の疑いのある事項を発見した場合は、直ちに会長に報告し、幹事会の招集を求める。</p>	
<p>第 15 条 (名誉会長の職務) 名誉会長は本会の諮問に答える。</p>	<p>第 <u>17</u> 条 (名誉会長の職務) 名誉会長は本会の諮問に答える。</p>	
<p>■ 総 会</p>	<p>■ 総 会</p>	
<p>第 16 条 (総会) 定期総会は毎年 8 月の第 4 土曜日に開催する。臨時総会は必要と認めた時会長がこれを召集し、会長が議長となって審議を行う。</p>	<p>第 <u>18</u> 条 (総会) 定期総会は毎年 8 月の第 4 土曜日に開催する。臨時総会は必要と認めた時、会長がこれを召集する。総会は会長が議長となって審議を行う。</p>	<p>・ 文章の明確化</p>
<p>第 17 条 (総会議決事項) 次の事項は総会の承認を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決算・予算 2. 財産目録 3. 事業報告・事業計画 4. 会長候補の承認及び副会長、会計理事、監事候補の承認 5. その他必要な事項 	<p>第 <u>19</u> 条 (総会議決事項) 次の事項は総会の承認を得なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決算・予算 2. 財産目録 3. 事業報告・事業計画 4. 会長候補の承認及び副会長・会計理事・監事候補の承認 5. その他、必要な事項 	
<p>第 18 条 (総会の決議) 総会の決議は出席の過半数で定める。賛否同数の時は議長がこれを決する。</p>	<p>第 <u>20</u> 条 (総会の議決) 総会の議決は出席者の過半数で定める。賛否同数の場合は議長がこれを決する。</p>	<p>・ 議決で統一</p>
<p>■ 会 計</p>	<p>■ 会 計</p>	
<p>第 19 条 (本会の収入) 本会の経費は会費及び寄付金その他の</p>	<p>第 <u>21</u> 条 (本会の収入)</p>	

収入をもってこれにあてる。	本会の経費は会費及び寄付金その他の収入をもってこれにあてる。	
第 20 条 (会費) 正会員は、入会時に所定の入会金を支払う。正会員は年会費として所定の額を納める。ただし、卒業後 4 年間は、年会費の納入を免除する。	第 22 条 (会費) 1. 正会員は入会時に所定の入会金を支払う。 2. 正会員は年会費として所定の額を納める。ただし、卒業後 4 年間は、年会費の納入を免除する。	
第 21 条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。	第 23 条 (会計年度) 本会の会計年度は毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までとする。	
■支 部	■支 部	
第 22 条 (支部規則、会員名簿) 本会支部は支部規則、支部会員名簿を本会に提出するものとする。	第 24 条 (支部の設置) 1. <u>本会は必要な地方に支部を設けることができる。</u> 2. <u>支部の設置は総会の承認を得るものとする。</u>	・ 1 項は第 1 条より移動 ・ 支部の現状追認
第 23 条 (支部の事務所、代表) 本会支部には <u>一定の事務所を設け、</u> 支部長を置くものとする。	第 25 条 (支部の役員) 1. 支部には支部長を置くものとする。 2. <u>支部長の選任は会長が推薦し総会で承認を得る。</u> 3. <u>支部長は副会長となり、執行部の一員として会務を分担する。</u>	・ 支部長を規定
	■ <u>天災地変・パンデミック時における総会・幹事会</u>	・ 新設
	第 26 条 (Web 会議システムを併用した場合の総会・幹事会) <u>天災地変・パンデミック等で Web 会議システムを併用した総会・幹事会を開催する場合、Web 会議システムでの参加者は第 12 条 (幹事会の議決)、第 20 条 (総会の議決) に規定する出席者として取り扱う。</u>	
	第 27 条 (書面又は電磁的記録による表決) <u>天災地変・パンデミック等で集合形式での総会・幹事会が開催できない場合、第 19 条 (総会議決事項) は以下の手続きにより承認されたものとみなす。</u> 1. <u>会長は総会議決事項を書面又は電磁的記録により幹事</u>	

	<p><u>全員に提案する。</u></p> <p>2. <u>各幹事は書面又は電磁的記録により賛否を回答する。</u></p> <p>3. <u>全幹事の過半数の賛成を得て承認とみなす。但し、回答のないものは、議決を議長に一任したものとみなす。</u></p> <p>4. <u>議決結果を同窓会報で告知する。</u></p>	
■付 則	■付 則	
第 24 条 (会則の変更) 本会則の変更は総会の議決を経なければならぬ。	第 <u>28</u> 条 (会則の変更) 本会則の変更は総会の議決を経なければならぬ。	
第 25 条 (細則) 本会則の施行に必要な細則は別にこれを定める。	第 <u>29</u> 条 (細則) 本会則の施行に必要な細則は別にこれを定める。	

平成30年8月25日 令和3年8月28日 改訂